



平成 29 年 3 月 29 日

各 位

インフラファンド発行者名
 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人
 代表者名 執行役員 井野 好男
 (コード番号 9283)

管理会社名
 アールジェイ・インベストメント株式会社
 代表者名 代表取締役 井野 好男
 問合せ先 財務管理部長 松尾 真次
 TEL: 03-5510-8886

資金の借入実行及び金利スワップの設定に関するお知らせ

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、以下のとおり資金の借入れ（以下「本借入れ」といいます。）の実行及び金利スワップの設定をいたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 資金の借入れ

1. 本借入れの内容

(1) 短期借入金(注1) (消費税ローン)

①	借入先	株式会社三井住友銀行及び株式会社あおぞら銀行
②	借入金額	金645百万円(注2)
③	利率(注3)	基準金利(全銀協6ヶ月日本円TIBOR)(注4)+0.2%
④	借入実行日	平成29年3月29日
⑤	借入方法	上記借入先を貸付人とする平成29年3月24日付個別貸付契約に基づく借入れ
⑥	元本返済期日	平成29年9月28日
⑦	元本弁済方法	元本返済期日に一括返済
⑧	利払期日	平成29年9月28日
⑨	担保	有担保・無保証

(2) 長期借入金(注1) (タームローンA)

①	借入先	株式会社三井住友銀行及び株式会社あおぞら銀行
②	借入金額	金1,250百万円
③	利率	基準金利(全銀協3ヶ月日本円TIBOR)(注5)(注6)+0.7%(変動金利)
④	借入実行日	平成29年3月29日
⑤	借入方法	上記借入先を貸付人とする平成29年3月24日付個別貸付契約に基づく借入れ
⑥	最終返済期日	平成39年3月28日(注7)

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れ及び金利スワップの設定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。



⑦	元本弁済方法	各利払期日において元本の一部につき返済を行い、残額は最終返済期日に一括返済
⑧	利 払 期 日	平成 29 年 6 月末日を初回とし、以降毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月の各末日並びに最終返済期日（注 7）
⑨	担 保	有担保・無保証

(3) 長期借入金（タームローンB）

①	借 入 先	株式会社三井住友銀行及び株式会社あおぞら銀行
②	借 入 金 額	金1,250百万円
③	利 率	基準金利（全銀協3ヶ月日本円TIBOR）（注5）（注6）+0.7%（変動金利）
④	借入実行日	平成29年3月29日
⑤	借入方法	上記借入先を貸付人とする平成29年3月24日付個別貸付契約に基づく借入れ
⑥	最終返済期日	平成39年3月28日（注7）
⑦	元本弁済方法	各利払期日において元本の一部につき返済を行い、残額は最終返済期日に一括返済
⑧	利 払 期 日	平成 29 年 6 月末日を初回とし、以降毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月の各末日並びに最終返済期日（注 7）
⑨	担 保	有担保・無保証

(4) 長期借入金（タームローンC）

①	借 入 先	株式会社三井住友銀行及び株式会社あおぞら銀行
②	借 入 金 額	金2,500百万円
③	利 率	基準金利（全銀協3ヶ月日本円TIBOR）（注5）（注6）+0.7%（変動金利）
④	借入実行日	平成29年3月29日
⑤	借入方法	上記借入先を貸付人とする平成29年3月24日付個別貸付契約に基づく借入れ
⑥	最終返済期日	平成39年3月28日（注7）
⑦	元本弁済方法	各利払期日において元本の一部につき返済を行い、残額は最終返済期日に一括返済
⑧	利 払 期 日	平成 29 年 6 月末日を初回とし、以降毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月の各末日並びに最終返済期日（注 7）
⑨	担 保	有担保・無保証

(注1) 短期借入金とは最終返済期日までの期間が1年以内の借入れをいい、長期借入金とは最終返済期日までの期間が1年超の借入れをいいます。以下同じです。

(注2) 借入先との協議の結果、645百万円を借り入れました。平成29年3月17日付で公表しました「平成29年7月期、平成30年1月期及び平成30年7月期の運用状況の予想の修正に関するお知らせ」に記載した借入見込額650百万円からの変更による業績予想への影響は軽微です。

(注3) 借入先に支払われる融資手数料等は含まれません。以下同じです。

(注4) 基準金利は、借入実行日の2営業日前における一般社団法人全銀協TIBOR運営機関が公表する6ヶ月日本円TIBORとなります。日本円TIBORについては、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関のホームページ（<http://www.jbatibor.or.jp/>）でご

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れ及び金利スワップの設定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。



確認いただけます。なお、当該短期借入金に係る基準金利は、0.10636%です。

- (注5) 各利払期日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、借入実行日又は利息計算期間の初日の2営業日前における一般社団法人全銀協TIBOR運営機関が公表する3ヶ月日本円TIBORとなります。かかる基準金利は、各利払期日毎に見直されます。日本円TIBORについては、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/>) でご確認ください。なお、当該長期借入金に係る初回の利息計算期間に対応する基準金利は0.05727%です。
- (注6) 初回の利息計算期間は、平成29年3月29日から6月30日までです。
- (注7) 利払期日または最終返済期日が営業日以外の日に該当する場合には、翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合には、前営業日とします。

2. 本借入れの理由

平成29年2月22日に提出した有価証券届出書（その後の訂正を含みます。以下同じです。）の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ③取得予定資産の概要」に取得予定資産として記載した太陽光発電設備等（以下「取得資産」といいます。）(注)の取得資金及び付帯費用の一部に充当するために、本借入れを行います。

(注) 本日付で本投資法人は全ての取得資産を取得しております。取得資産の概要については、本日付で公表の「国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得完了に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 調達する資金の額、使途及び支出時期

- (1) 調達する資金の額
5,645百万円
- (2) 調達する資金の具体的な使途
取得資産の取得資金及び付帯費用の一部に充当します。
- (3) 支出時期
平成29年3月29日

4. 本借入れ後の借入金等の状況

(単位：百万円)

	本件実行前	本件実行後	増減
短期借入金	0	645	645
長期借入金	0	5,000	5,000
借入金合計	0	5,645	5,645
投資法人債	0	0	0
借入金及び投資法人債の合計	0	5,645	5,645
その他有利子負債	0	0	0
有利子負債合計	0	5,645	5,645

II. 金利スワップの設定

1. 金利スワップの内容

(1) 金利スワップ契約（タームローンAに係るスワップ契約）

①	契約締結先	株式会社三井住友銀行
②	想定元本	金1,250百万円

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れ及び金利スワップの設定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。



③	利率（注1）	固定支払金利 1.30000% 変動受取金利 基準金利（全銀協6ヶ月日本円TIBOR）+0.7%
④	契約締結日	平成29年3月29日
⑤	開始日	平成29年3月29日
⑥	終了日	平成39年3月28日
⑦	利払日	平成29年6月末日を初回とし、以降毎年3月末、6月末、9月末、12月末並びに終了日

(2) 金利スワップ契約（タームローンBに係るスワップ契約）

①	契約締結先	株式会社あおぞら銀行
②	想定元本	金1,250百万円
③	利率（注2）	固定支払金利 1.30000% 変動受取金利 基準金利（全銀協6ヶ月日本円TIBOR）+0.7%
④	契約締結日	平成29年3月29日
⑤	開始日	平成29年3月29日
⑥	終了日	平成39年3月28日
⑦	利払日	平成29年6月末日を初回とし、以降毎年3月末、6月末、9月末、12月末並びに終了日

(注1) 金利スワップの設定により、タームローンAの金利は実質的に1.30000%で固定化されます。

(注2) 金利スワップの設定により、タームローンBの金利は実質的に1.30000%で固定化されます。

2. 金利スワップ設定の理由

変動金利による長期借入金の一部（合計 2,500 百万円）について、調達金利を実質的に固定化し金利変動リスクを回避するため、金利スワップの設定を行います。

III. その他

本借入れの返済等に関わるリスクに関して、平成29年2月22日に提出した有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」に記載の内容から重要な変更はありません。

以上

*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.rjif.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れ及び金利スワップの設定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。